

障害者等(難病患者等を除く。)に係る日常生活用具の種目

種別	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	154,00円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は２級を含む。)及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として３歳以上の者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年	19,60円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	67,00円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として３歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	82,40円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	15,00円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として３歳以上のもの	介護者が身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年	159,00円
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者(児)で原則３歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	５年	33,10円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者(児)で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	８年	159,20円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	90,00円
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	4,45円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	３年	4,46円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	60,00円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	３年	ア 15,20円 イ 36,75円

	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	151,200円
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500円
	自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	28,700円
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	６年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	５年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年	36,000円
	電気式たん吸引器			５年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）		10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年	18,000円
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）であって、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者（同程度の障害の場合は医師が必要と認めた者。）	介助者等が容易に使用し得るもの	５年	50,000円
		呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）であって、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者であって、呼吸状態を継続的にモニタリングする必要がある者。（利用の要否を記載した医師の意見書を添付すること。）	介助者等が容易に使用し得るものであって、アラーム機能を有し、かつ、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有しているもの		157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児）インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児）画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	４年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害２級、かつ、聴覚障害２級以上）身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年	383,500円

点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。		
		(1) 標準型 ア 両面書真ちゅう板製 イ 両面書プラスチック製	7年	(1) 標準型 ア 10,40円 イ 6,60円
		(2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	5年	(2) 携帯用 ア 7,20円 イ 1,65円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	63,10円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が用意に使用し得るもの	6年	85,00円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	99,80円
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,00円
音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)であって、本製品により物の識別が可能になる者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	取り付けたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであり、携帯可能なもの	8年	59,80円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,30円
				音声式 13,30円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易に使用できるもの	5年	71,00円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	88,90円
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口くう内に導き構音化するもの	4年	笛式 8,10円
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口くう内に導き構音化するもの	5年	電動式 70,10円
福祉電話(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	—	新規設置 83,30円 回線切換のみ 2,00円

ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	—	7,70円
視覚障害者用 ワードプロセッ カー(共同利用)	視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	1,030,0円0
点字図書	所長が別に定める。			
ストマ装具	人工こう門又は人工ぼうこう造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	—	蓄便袋 月額 8,85円
		蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	—	蓄尿袋 月額 11,63円
紙おむつ等	1 ぼうこう機能障害又は直腸機能障害の認定を受けている在宅の者であつて、ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者並びに先天性疾患(二分脊椎等、先天性鎖こうを除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある者又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖こうに対するこう門形成術に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある者で、常時おむつの使用が必要であると医師が認める者	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	—	月額 12,00円
	2 下肢又は体幹又は脳原性運動機能障害2級以上の認定を受けた在宅の3歳以上65歳未満の者であつて、寝たきりの状態であるか、疾病又は重度の知的障害又は重度の精神障害により排尿及び排便の意思表示が困難なため、常時おむつの使用が必要であると医師が認める者			
収尿器	高度の排尿機能障害 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの		1年	男性用 普通型 7,70円 簡易型 5,70円 女性用 普通型 8,50円 簡易型 5,90円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	所長が別に定める。		

注1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

注2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。